

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

第6準備書面

令和3年12月10日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

甲B第16号証の6の1～2によって明らかになった女川地域原子力防災協議会の
「具体的・合理的」であることの確認の実情

1 はじめに

原告らは訴状請求原因第8の8において、各検査場所が稼働を開始するのに何日要するのか、24時間稼働できる体制をとれるのか、各検査所にどれだけの数の車両が押しかけるのか、その車両の検査を終えるのに何日かかるのか、その間、避難者がどういう状況に置かれるのかという実効性を判断する上で最も重要な事項について女川地域原子力防災協議会が調査をしていないことを明らかにした。

また、同9において、女川地域原子力防災協議会の「確認」は実効性のない避難計画を実効性があるかのように仮装するものであることを明らかにした。

2 甲B第16号証の6の1～2によって明らかになった事実

甲B第16号証の6の1～2によって

- ① 女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ, UPZ

全域に広域避難の指示が出て、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所（以下、両検査場所）を使用することになった場合、上記の広域避難の指示から両検査場所の稼働開始までの時間（日数）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない

- ② 上記①の両検査場所で検査する予定車両の台数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ③ 上記①の場合の両検査場所の処理能力（検査を宮城県の資料の順に行い、検査済み車両が同検査場所の出口を出て、次の車両が出るまでの平均時間）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ④ 上記①の場合の両検査場所の稼働日数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑤ 上記①の場合の仙台市の青葉体育館に設営予定の受付ステーション及び宮城県大崎合同庁舎に設営予定の受付ステーション（以下、両受付ステーション）で受付する予定の車両の台数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑥ 上記①の場合の両受付ステーションにおいて、受付を終えた車両が駐車場を出て次の車両が出るまでの平均時間（両受付ステーションの受付能力）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑦ 上記①の場合の両受付ステーションの開設期間を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑧ 上記①の場合のUPZの住民が避難開始から避難所に着くまでの時間（日数）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑨ 上記①の場合のバスを利用する避難者数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない

- ⑩ 上記①の場合のバスを利用する避難者に必要なバスの台数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が存在しないが内閣府に存在しない
- ⑪ 上記①の場合のバスを利用する避難者のためのバスを公益社団法人宮城県バス協会から何台提供してもらえるか、女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑫ 上記①の場合に公益社団法人宮城県バス協会からバスを提供してもらう場合のバスの運転手の拘束時間（事務所を出て事務所に戻るまでの時間）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑬ 上記⑫において、公益社団法人宮城県バス協会からバスを提供してもらう場合、厚生労働省の改善基準告示が定めるバスの運転手の拘束時間内に避難者の搬送を終了できるか、女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない
- ⑭ 避難車両が渋滞に巻き込まれ、食料、水等の補給が望めず、トイレを見つけることも困難な状況で、避難開始後、何日間持ちこたえられるかを女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない

ことが明らかになった。

3 以上の事実は、女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、P A Z、U P Z 全域に広域避難の指示が出た時の検査場所と受付ステーションの現場で何が起きるか、その時バスを利用して避難できるかどうか、交通渋滞の車中で避難者が何日間耐えられるかを女川地域原子力防災協議会において全く調査せずに「具体的・合理的」であるとの確認を下したことを意味する。

以 上